

# 和歌山県高齢者等生活意識調査及び介護事業所・従業員実態調査業務委託実施要領

## 1 趣旨

当該業務は、高齢者等の生活実態並びに介護サービス及び福祉サービスに対する意向やニーズ等を把握するための調査及び介護事業所・従業員の実態調査を実施するものである。

については、当該業務を委託すべき事業者を選定するため、下記のとおり企画提案コンペティション（以下「企画提案コンペ」という。）を実施する。

## 2 事業内容

- (1) 委託業務名  
和歌山県高齢者等生活意識調査及び介護事業所・従業員実態調査業務
- (2) 業務内容  
別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間  
契約の日から平成32年3月31日（火）
- (4) 委託金額  
8,646,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしたものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領により、入札参加資格停止措置を受けている期間中である者又は同要領に定める入札参加資格停止要件に該当しないこと。
- (3) 和歌山県が賦課徴収するすべての県税並びに法人税、消費税及び地方消費税について未納でない者であること。
- (4) 常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。
- (5) 民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体であり、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。  
ただし、宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は除く。

## 4 参加方法

本企画提案コンペに参加を希望する者は、平成31年6月12日（水）17時必着で担当課あてに、別紙「企画提案コンペ参加申込書」（様式1）を、メール又は郵送で提出すること。

受理後、原則2日以内（土・日・祝日を除く。）に担当者から受理確認の連絡をします。ただし、6月17日（月）17時までに連絡がない場合には担当課に連絡してください。

なお、「企画提案コンペ参加申込書」（様式1）を提出後に参加を辞退する場合は、電話連絡の後、「企画提案コンペ辞退届出書」（様式4）を提出すること。

## 5 提出書類について

- (1) 企画提案申請書（様式3）
- (2) 企画提案書（部数及び形式）
  - ・提出部数 7部（正本1部、写し6部）
  - ・日本工業規格A4版、長辺綴じ
- (3) 組織概要
  - ・提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等、業務概要など）
  - ・当該業務の実施体制について、業務に関する命令系統がわかるよう図示
- (4) 業務実績報告書（様式5）
  - ・過去3年間の実績（今回の業務と類似の契約実績等）
- (5) 実施体制
  - ・当該業務の実施計画（スケジュール）
  - ・調査方法
  - ・分析方法
- (6) 見積書（様式6）
  - ・当該業務の実施に必要な経費を計上すること。
  - ・消費税及び地方消費税の額を10%として見積もること。
- (7) 誓約書（様式7）
- (8) 提出期限  
平成31年6月19日（水）17時必着
- (9) 提出場所  
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1  
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 長寿社会課 介護保険班
- (10) 提出方法
  - ・上記提出場所に持参又は郵送等により送付すること。
  - ・持参の場合は午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く。）までとし、郵送の場合は上記提出期限必着とする。
  - ・メール及びファクシミリによる提出は受付しない。

## 6 最優秀企画提案書の選定及び評価方法

- (1) 選定方法  
提出された企画提案書の審査を行うため、下記日程でヒアリングを行う。
  - ・日程：平成31年6月下旬又は7月上旬（予定）
  - ・会場：和歌山県庁 会議室（予定）

ヒアリング日時等の詳細については、すべての提案者に対して6月24日（月）17時までにメールにより連絡します。

## (2) 評価基準

見積金額が予算の範囲内のものについて、以下の項目等により、県が設定した評価基準に基づいて企画提案資料を総合的に評価して選定する。

- これまでの実績及び本業務を遂行する確実性
- 調査方法の具体性
- 調査精度を高める工夫、体制
- 分析方法の明瞭性
- 提案内容の独創性、優位性
- 予算の効果的な執行、経済性

## (3) 委託契約の締結

上記の方法により選定審査会にて最優秀提案者を決定し、契約条件を協議のうえ、委託契約を締結する。

なお、契約締結時には、下記の納税証明書を各 1 部提出すること。

- 法人税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの）
- 和歌山県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、県税に係る徴収金について未納がない旨の証明書（和歌山県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの）

## 7 本事業にかかる質疑

本日（ホームページ掲載日）から平成 31 年 6 月 12 日（水）17 時まで、質問書（様式 2）により電子メールにて質問を受け付け、回答は 6 月 14 日以降に県長寿社会課ホームページに掲載する。

なお、予想される質問について「想定質疑応答」（PDF 形式）に掲載しているため、これと重複あるいは類似の質問には回答しない。

また、電話による質問及び、次の質問は受け付けない。

- 他の応募者の提案書提出状況に関する質問
- 積算に関する内容

## 8 契約方法に関する事項

(1) 本実施要領に基づき作成された企画提案書及び見積金額について、別に定める審査方法により審査し、選定した事業者を相手方として、地方自治法施行令昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、予定価格の範囲内で随意契約を行う。ただし、業務委託予定者と協議が整わない場合は、次点として選定された者を契約の相手方とする。

(2) 契約条項は、和歌山県長寿社会課において提示する。

(3) 契約は、和歌山県長寿社会課において行う。

## 9 失格

次の各号に該当した場合、失格になる場合があるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (4) 提案書の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) 本企画提案コンペ実施要領に関して、この要領に定める以外の方法により、関係者に直接または間接を問わず連絡を求めた場合
- (6) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

#### 1 0 監督及び検査

- (1) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を和歌山県長寿社会課と協議しながら進めること。
- (2) 上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があること。
- (3) 委託期間において、月1回以上和歌山県長寿社会課と業務打合せを実施すること。
- (4) その他の監督及び検査にかかることは、契約条項に定めるところによる。

#### 1 1 契約代金の支払い方法、支払場所及び支払時期

委託契約の支払いは、委託業務が完了し、和歌山県の検収後に支払うものとする。

#### 1 2 その他

- (1) 成果物の一切の著作権は和歌山県に帰属する。
- (2) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、和歌山県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 提案に必要な費用は、各提案者の負担とする。
- (5) 提出のあった各提案書は、返却しない。
- (6) 提出された提案書は「和歌山県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となる。

#### 1 3 担当及び問い合わせ先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1-1

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 長寿社会課 介護保険班（担当者：山野）

電話：073-441-2440 ファクシミリ：073-441-2523

E-mail：yamano\_m0001@pref.wakayama.lg.jp